

平成 年 月 日 千葉市長 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	印
	性 別	男 女
電話番号	生年月日	明・大 昭・平

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名	千葉市
-------	-----

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の利用を希望される方へ

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる場合があります。
 この「ワンストップ特例」の適用を希望される方は、下記の適用条件と注意事項をご確認の上、特例申請書を寄附申込時に併せて寄附先の担当課に提出してください。
※平成27年4月1日以降に行われた寄附のみがこの特例の対象です。平成27年3月以前に行った寄附について税の控除を受けるためには、一年間の全ての寄附について確定申告等する必要があります。

平成 27年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書 **記載例**
 道府県民税

平成 27年 8月 3日 千葉市長 殿	整理番号	フリガナ キブ キンタロウ	
住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 ●●●●市●●●●1-2-3	氏名	寄附 金太郎 寄附印	五 十 五 号 の 第 二 条 の 四 関 係
電話番号 ×××-×××-××××	性別	(男) 女	
	生年月日	開・大 昭・平 ▲▲.▲▲.▲▲	

必ず捺印をお願いします。

特例申請書を提出後、翌年1月1日までの間に住所や氏名に変更があった場合は、別途「申告特例申請事項変更届出書」を翌年1月10日までに提出してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成27年 8月 3日	50,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項
 申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(1)、(2)両方該当する場合にチェック

(1) 所得税の確定申告の必要がない方
 ……年末調整を受ける給与所得者で、確定申告が必要ない場合など。

※下記に該当する場合は、原則として確定申告が必要になります。

- ・ 医療費控除を受ける方
- ・ 自営業の方
- ・ 年金受給者で還付を受ける方
- ・ 年金収入4百万円以上の方
- ・ 給与収入2千万円以上の方 など

(2) 住民税の申告をしない方
 ……年金受給者で、寄附金税額控除以外に申告する内容のない場合など。

1年間に寄附をする地方団体の数が、千葉市を含めて5か所以下である(と見込まれる)場合にチェック

(切り取らないでください。)

平成 27年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
 道府県民税

住所		受付日付印
氏名	殿	

受付団体名 千葉市

☆上記2の①と②両方にチェックが入る方のみが特例適用の対象になります。
 該当しない方は、所得税の確定申告等により寄附金の控除を受けてください。

※ 所得税確定申告に関するお問合せはお住まいの地域を管轄する税務署へ、住民税申告に関するお問合せはお住まいの市区町村の税の窓口へお願いします。
【千葉市内にお住まいの方の住民税お問合せ先】

- ・ 中央区・若葉区・緑区 ⇒ 東部市税事務所市民税課 TEL:043-233-8140
- ・ 花見川区・稲毛区・美浜区 ⇒ 西部市税事務所市民税課 TEL:043-270-3140